

南砺市高齢者生きがいセンター条例の全部改正（案）に係る パブリックコメントの結果について

南砺市地域包括医療ケア部
地域包括ケア課

このたび、「南砺市生きがいセンター条例の全部改正（案）」がまとまりましたので、これを公表し、市民の皆様から広く意見を募集しました。

1. 目的

第2次南砺市公共施設再編計画に基づき、南砺市城端高齢者生きがいセンター「ふれあいはうす」の譲渡を予定しています。

これに伴い、南砺市高齢者生きがいセンター条例から南砺市城端高齢者生きがいセンター「ふれあいはうす」を除くため、条例の全部改正を行います。

2. 意見を提出できた方

- ・市内に住所を有する方
- ・市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体
- ・市内の事務所又は事業所等に勤務する方
- ・市内の学校に在学する方
- ・その他条例改正に利害関係を有する方

3. 素案がご覧いただけただけ場所

- ・各行政センター及び地域包括ケアセンターの情報公開コーナー
- ・市ホームページ

4. 募集期間

- ・平成29年10月27日（金）～平成29年11月6日（月）

5. 意見の提出方法及び提出先

- ・住所・氏名・連絡先を明記のうえ、郵送・ファックス・電子メールでお送りいただくか、最寄りの行政センター又は地域包括ケアセンターへ提出してください。（※様式は自由です。）

〈郵便〉〒932-0293 南砺市北川166番地1

南砺市地域包括ケアセンター内 地域包括医療ケア部地域包括ケア課 宛

〈ファックス〉 0763-82-4657

〈電子メール〉 南砺市公式ホームページの検索窓に「パブコメ」と入力され、「南砺市高齢者生きがいセンター条例全部改正パブリックコメント募集」ページ下の「お問い合わせ」ボタンを押し、フォームにご意見を入力して送信してください。

件名を「南砺市生きがいセンター条例全部改正パブコメ」としていただき、内容欄に直接ご意見を入力してください。

7. その他

- ・提出されたご意見は、内容を簡潔にまとめ、意見に対する市の考え方を付して、市ホームページ、各行政センター及び地域包括ケアセンターの情報公開コーナーで公表します。
- ・意見提出者の氏名など個人情報に係ることは非公開とします。
- ・電話での意見提出は受付できませんのでご了承ください。

8. 募集結果

- ・期間中に寄せられた意見はありませんでした。

お問合せ先：南砺市地域包括医療ケア部 地域包括ケア課 長寿介護係 電話23-2034